

第4期愛知県障害者計画と第6期愛知県障害福祉計画を一体化した新プランの策定について【概要】

＜意見をいただく理由＞

- ・ 愛知県では、障害のある人が安心して暮らせるよう、障害福祉に関する総合的な計画として、2021（令和3）年3月に第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）を一体化した新プランを策定する予定です。
- ・ 計画の策定にあたって、まずは、県（事務局）から委員の皆様へ、計画の基本的な考え方を示し、意見をいただくこととしました。
- ・ いただいた意見をもとに県（事務局）で計画案（素案）を作成し、次回の会議で計画の内容を検討していただく予定です。

＜資料の概要＞

1 計画の内容

この計画は、法律により都道府県が策定することとされている次の3つの計画を、1つにまとめて策定します。

- ① 障害者計画（第4期）
県の障害者施策の考え方や方向性を定めるもの
- ② 障害福祉計画（第6期）
障害福祉サービスを必要とする人に、必要とする量を提供できるように、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの
- ③ 障害児福祉計画（第2期）
障害児の通所サービスや入所サービス、相談支援が提供できるように、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

2 策定の趣旨

1の①から③の3つの計画の策定期間が重なったことから、障害福祉に関する、より実効性の高い総合的な計画として、一体的に策定します。

3 計画期間

- 障害者計画
2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間（中期計画）
- 障害福祉計画・障害児福祉計画

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間（短期計画）

4 ワーキンググループの設置

計画の内容検討を行うため、ワーキンググループを設置します。

【ワーキンググループについては、別紙2を御覧ください。】

5 計画策定のスケジュール（予定）

- ① 骨子検討・・・計画の基本的な考え方や骨子（枠組み）を検討します
2020（令和2）年 6月 第1回ワーキンググループ
7月 第1回自立支援協議会
第1回障害者施策審議会
- ② 素案検討・・・事務局が作成した計画案（素案）をもとに、内容を検討します
2020（令和2）年 10月 第2回ワーキンググループ
11月 第3回ワーキンググループ
12月 第2回障害者施策審議会
- ③ パブリックコメント・・・計画案を公表し、意見を広く募集します
2021（令和3）年 1月 パブリックコメント
- ④ 最終案検討・・・パブリックコメントの意見を踏まえ、最終案を検討します
2021（令和3）年 3月 第2回自立支援協議会
第3回障害者施策審議会

6 計画の骨子（枠組み）（案）

- ・ 記載順序（章立て）は、「第5期愛知県障害福祉計画」を基本とします。
- ・ 「障害者計画」を中期計画に位置付け、県が中・長期的に目指す方向を示すため、次の項目を加えます。
展望（2040（令和22）年のめざすべき姿）
各分野における障害者施策の基本的な方向
- ・ 成果目標の充実を図るため、「成果目標一覧」を加え、計画の進捗状況を管理します。
【骨子案の具体的な記載事項については、別紙3を御覧ください。】